

## 【会計検査院の概要】

会計検査院は、国の収入支出の決算などの検査を行うため憲法第90条の規定に基づいて設置されており、国会及び裁判所に属さず、内閣に対して独立の地位を有する外部監査機関である。

会計検査院は、検査官会議と事務総局とで組織されている。

検査官会議は、3人の検査官により構成されており、その合議によって会計検査院としての意思決定を行う機関である。

事務総局は、検査官会議の指揮監督のもとに会計検査などの職務を行う機関として、事務総長官房と会計検査を行う5つの局（36の課等で検査事務を分担）とで構成されている。

職員数は1,281人（平成21年4月現在定員）であり、そのうち会計検査に従事している職員は約950人である。

## 【検査の基本方針】

会計検査院は、平成21年次の検査（検査実施期間：20年10月～21年9月）に当たって、20年9月、「平成21年次会計検査の基本方針」を次のように定めた。

### 平成21年次会計検査の基本方針（抄）

- 1 会計検査院の使命（略）
- 2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況（略）
- 3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来から社会経済の動向などを踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすため、国民の関心の所在に十分留意し、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

#### (1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえ、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- |              |          |              |          |
|--------------|----------|--------------|----------|
| (ア) 社会保障     | (イ) 公共事業 | (ウ) 教育及び科学技術 | (エ) 防衛   |
| (オ) 農林水産業    | (カ) 経済協力 | (キ) 中小企業     | (ク) 環境保全 |
| (ケ) 情報通信（IT） |          |              |          |

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実を図る。

なお、社会的関心の高い事項等については必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応する。

#### (2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、業績の評価を指向した検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

すなわち、これまで会計検査院は、次の観点から検査を行ってきた。

- (ア) 決算の表示が予算執行など財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点
- (ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点

(I) 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点

(オ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

(カ) その他会計検査上必要な観点

今後も、正確性や合规性の観点からの検査を十分行い、その際には、近年一部の府省等において不正不当な事態が相次いだことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、随意契約など契約方式は適切か、契約相手方の選定は妥当か、入札・契約事務が公正な競争入札を確保するものとなっているかなど契約の競争性、透明性にも十分留意する。さらに、近年の厳しい経済財政状況にもかんがみ、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視する。特に有効性の観点から、事務・事業及び予算執行の効果について積極的に取り上げるよう努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価などの状況についても留意して検査を行う。そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのため、国の決算など財政について、その分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計の財務書類の検査を行うなど、公会計に関する課題に留意して検査・検討を行う。

### (3) 内部統制の状況に対応した取組

内部監査、内部牽制等の内部統制の状況は、検査対象機関における会計経理の適正性の確保に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性が確保されるよう、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

### (4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるよう、その後の是正改善などを継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるよう必要な検査を行うなど適切に取り組む。

### (5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。また、国会の要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるよう、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの的確な検査に努める。

### (6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や拡充、検査業務のIT化の推進、検査用機器の活用などにより、会計経理はもとよりそれに関連する事務・事業の全般について検査の一層の浸透を図る。

#### 4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査院に課された使命を効率的、効果的に達成するため、的確な検査計画を策定し、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果などを十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、機動的、弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

#### 【検査の対象】

会計検査院は、国の一般会計及び特別会計の収入支出をはじめ、国の所有する現金、物品、国有財産、国の債権、債務等すべての分野の国の会計を検査の対象としている。

これらの国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。平成21年次（20年10月～21年9月）の検査における主な検査対象は次のとおりである。

国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計	2 2 2
法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計	1
国が資本金の一部を出資しているものの会計	7
国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計	3 4
国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計	4 , 6 5 4
国又は の法人の工事その他の役務の請負人等のその契約に関する会計	3 3 4

## 【検査の方法と実績】

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

(ア) 書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

(イ) 実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が平成21年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

(ア) 書面検査については、20年度分の計算書16万1千余冊及びその証拠書類5288万余枚を対象に実施した。

(イ) 実地検査については、次のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等3万3千1百余箇所のうち、3千3百余箇所について実施したほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記4,654の団体等について実施した。これらの実地検査に要した人日数は、3万6千9百余人日となっている。

検査対象機関である 省庁等の官署、事務所等	左の箇所数 (A)	左のうち検査を 実施した箇所数 (B)	検査実施率 (B / A)
本省、本庁、本社等	44 百箇所	20 百箇所	46.8 (46.6) %
都道府県単位の地方 出先機関等	71	11	16.2 (14.8)
小 計	115	32	27.9 (26.1)
駅、郵便局等	216	1	0.7 (0.6)
計	331	33	10.2 (9.7)

(注) ( )は、20年次。